

【令和7年度】第2回「医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会」

質疑応答集

No.	質問内容	回答内容	回答者
1	<p>マックグラスは硬性喉頭鏡として気管挿管に使用してもよいのでしょうか。</p>	<p>過去にも同様の質問をいただき、医療機関に所属する救急救命士に関して厚生労働省にも問い合わせておりましたが、先日以下のような回答をいただきました。</p> <p>「救急救命士法及び、その関連法令で救急救命士が使用するビデオ硬性喉頭鏡の型式は制限されていません。」とのことですので、「マックグラス」も使用可能と考えます。また、使用に際しては、所属施設の救急救命士処置に関する委員会において取り決められた方法によって実施してください。（厚生労働省回答）</p>	植田先生
2	<p>救急外来記録（バイタル表）を救急救命処置記録として代用することは可能でしょうか。</p>	<p>処置録の様式は定められていないため、必要な項目が記載されていれば問題ないかと思う。大切なことは提出が求められたときにしっかりと提出できること、事後検証会等でしっかりと生かされる内容となっていることかと思う。</p> <p>電子カルテの中で所定の書式を入れるとコストがかかることも踏まえてのご質問かと推察する。必要な項目が記載されていれば書式は問わないため、代用することは可能である。</p>	植田先生 横田先生